

から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額) の百分の二十に相当する金額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受けた金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2 前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度については、適用しない。

一 第二十五条の二又は第二十五条の二の二の規定

二 第二十五条の二又は第二十五条の二の二の規定に係る第二十六条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の四十第一項又は第四項の規定

三 第二十五条の二又は第二十五条の二の二の規定に係る第二十六条の六第一項前段の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

四 前条の規定

五 租税特別措置法第六十八条の十五の二の規定

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「被災雇用者等」とあるのは「次条第一項に規定する避難対象雇用者等」と、同条第四項中「被災雇用者等」とあるのは「避難対象雇用者等」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条の三の二第一項（連結法人が避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結

法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」とする。

5 第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の九（同法第六十八条の九の二）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十、第六十八条の十一、第六十八条の十三及び第六十八条の十五の規定の適用については、同法第六十八条の九第一項中「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条の三の二」と、同法第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項及び第六十八条の十三第一項中「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに震災特例法第二十五条の三の二」と、同法第六十八条の十五第二項中「次条」と

あるのは「次条並びに震災特例法第二十五条の二の二」とする。

6 第二項、第三項及び前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の四第一項中「並びに前条の」を「第二十五条の二の二第二項及び第三項並びに前二条の」に、「及び震災特例法第二十五条の三第一項」を「震災特例法第二十五条の二の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の三第一項の規定及び震災特例法第二十五条の三の二第一項」に改め、「合計額とし」の下に「震災特例法第二十五条の二の二第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とし」を加え、「金額とする」を「金額とし、震災特例法第二十五条の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする」に、「並びに第二十五条の三」を「第二十五条の二の二第二項及び第二項、第二十五条の三並びに第二十五条の三の二」に改め、「第二十五条の二第三項」の

下に「若しくは第二十五条の二の二第三項」を加え、「の規定を適用したならば同項」を「若しくは第二十五条の二の二第四項の規定を適用したならばこれらの規定」に改める。

第二十五条の五第一項中「同項に規定する認定地方公共団体」を「認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法第四十九条又は第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）」に、「同法の」を「東日本大震災復興特別区域法の」に、「同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画」を「当該認定を受けた復興推進計画」に改め、同条第四項中「試験研究費の額（同法）を「同法」に改め、「をいう。以下この項において同じ。」」を削り、「試験研究費の額のうち、」を「同条第一項に規定する試験研究費の額（当該連結親法人の同条第三項又は第七項に規定する前連結事業年度がない場合には、当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同法第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額）のうち、」に、「同条第三項又は」を「同法第六十八条の九第三項又は」に改める。

第二十六条第一項中「第六十八条の九第六項」を「第六十八条の九第十二項第六号」に、「である同項」を「である同項第七号」に改める。

第二十六条の三第一項中「同項に規定する認定地方公共団体（以下この項において「認定地方公共団体」という。）」を「認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法第四十九条又は第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第一号において同じ。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。第一号を除き、以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）」に、「同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画」を「当該認定を受けた復興推進計画」に、「同法第四十条第一項」を「東日本大震災復興特別区域法第十一条第一項」に改め、「第二条第三項第二号イ」の下に「（福島復興再生特別措置法第四十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項第一号中「東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する」を削り、「同条第十項」を「東日本大震災復興特別区域法第四条第九項」に改め、同条第二項中「第二十五条の三」の下に「又は第二十五条の二の二」を加え、同条第六項第五号を次のように

改める。

五 次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人

イ 第二十五条の二又は第二十五条の二の二の規定

ロ 第二十五条の二又は第二十五条の二の二の規定に係る第二十六条の五第一項の規定により読み替

えて適用される租税特別措置法第六十八条の四十第一項又は第四項の規定

ハ 第二十五条の二又は第二十五条の二の二の規定に係る第二十六条の六第一項前段の規定によりみ
なして適用される租税特別措置法第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二
項の規定

第二十六条の五第一項中「連結子法人が各連結事業年度終了の時において」を「連結子法人の」に改
め、「第二十五条の二第一項若しくは第五項」の下に「第二十五条の二第一項」を、「第十七条の
二第一項若しくは第五項」の下に「第十七条の二第一項」を加える。

第二十六条の六第一項中「第五項」の下に「第二十五条の二第一項」を加える。

第二十六条の七第一項中「第二十五条の二」の下に「第二十五条の二第一項」を加える。

第二十七条第二項中「区分し」を「区分をし」に改め、同条第六項中「第六十八条の三十から第六十八条の三十二まで及び」を「第六十八条の三十一及び第六十八条の三十二並びに」に改める。

第三十七条第一項第一号中「第二十条第三項」の下に「若しくは第五項」を加える。

第三十八条の二第一項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に、「千円」を「住宅資金非課税限度額」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

六 住宅資金非課税限度額 被災受贈者が住宅取得等資金を充てて新築若しくは取得をした住宅用の家屋又は住宅取得等資金を充てて増改築等をした住宅用の家屋の次に掲げる場合の区分に応じ、当該被災受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額をいう。

イ 当該住宅用の家屋がエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋又は地震に対する安

全性に係る基準に適合する住宅用の家屋として政令で定めるものである場合 千五百万円

ロ 当該住宅用の家屋がイに規定する住宅用の家屋以外の住宅用の家屋である場合 千万円

第三十八条の二第四項中「以下第一号まで」を「第一号」に、「同条第一項」を「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下

この項において「平成二十四年旧租税特別措置法」という。) 第七十条の二第一項に、「受け、若しくは受けようとする」を「受けた」に改め、「平成二十一年一月一日から平成二十三年三月十日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅資金の取得をした者に限り、「を削り、同項第一号中「租税特別措置法第七十条の二第一項第一号又は」を「平成二十四年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第一号又は」に、「取得をした租税特別措置法」を「取得をした平成二十四年旧租税特別措置法」に改め、同項第二号中「租税特別措置法第七十条の二第一項第二号又は」を「平成二十四年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第二号又は」に改め、同項第三号中「租税特別措置法第七十条の二第一項第三号又は」を「平成二十四年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第三号又は」に改め、同項第八項第四号中「千万円」を「同条第二項第六号に規定する住宅資金非課税限度額」に改める。

第三十八条の三第一項第三号中「。以下この号において同じ」及び「(贈与特定期間内に同欄に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては、当該売上金額が東日本大震災の発生前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。)」を削り、「当該基準日が最初の経営贈与報告基準日である場合には、同条第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書

の提出期限の翌日から当該基準日までの」を「次のイ又はロに掲げる場合にあつては、それぞれイ又はロに定める」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該基準日が最初の経営贈与報告基準日である場合 稟税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間ロ 経営贈与報告基準日が贈与特定期間内に存する場合 経営贈与承継期間の末日から一年を経過するごとの日（ロにおいて「特定基準日」という。）の直前の特定基準日（当該一年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、経営贈与承継期間の末日）の翌日から次の特定基準日（当該売上金額に係る事業年度（当該売上金額が東日本大震災の発生前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。）の翌事業年度中にあるものに限る。）までの期間

間

第三十八条の二第三項第三号中「以下この号において同じ」とび「（特定期間内に同欄に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては、当該売上金額が東日本大震災の発生前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。）」を削り、「当該基準日が最初の経営報告

基準日である場合には、同条第一項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの」を「次のイ又はロに掲げる場合にあつては、それぞれイ又はロに定める」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該基準日が最初の経営報告基準日である場合 稟税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間

ロ 経営報告基準日が特定期間内に存する場合 経営承継期間の末日から一年を経過するごとの日（ロにおいて「特定基準日」という。）の直前の特定基準日（当該一年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、経営承継期間の末日）の翌日から次の特定基準日（当該売上金額に係る事業年度（当該売上金額が東日本大震災の発生前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。）の翌事業年度中にあるものに限る。）までの期間

第三十八条の三第五項第三号中「。以下この号において同じ」及び「（相続特定期間内に同欄に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては、当該売上金額が東日本大震災の発生前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。）」を削り、「当該基準日が最初の経営

相続報告基準日である場合には、同条第一項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの「を「次のイ又はロに掲げる場合にあつては、それぞれイ又はロに定める」に改め、同号に次のように加える。

- イ 当該基準日が最初の経営相続報告基準日である場合 稟税特別措置法第七十条の七の四第一項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間
ロ 経営相続報告基準日が相続特定期間内に存する場合 経営相続承継期間の末日から一年を経過するとの日（ロにおいて「特定基準日」という。）の直前の特定基準日（当該一年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、経営相続承継期間の末日）の翌日から次の特定基準日（当該売上金額に係る事業年度（当該売上金額が東日本大震災の発生前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。）の翌事業年度中にあるものに限る。）までの期間

間」」を「（同条第二十二項第一号（同条第二十九項又は第四十四条第二項において準用する場合を含

む。）の規定により読み替えて適用する第三十九条第八項ただし書に規定する災害等延長期間又は同条第二十一項第二号（同条第二十九項又は第四十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間を除く。」に、「までの期間（被災延納申請者）を「（被災延納申請者）」に改める。

第三十八条の七第一項中「第二十四項ただし書」を「第二十五項ただし書」に改め、同条第二項中「第二十五項」を「第二十六項」に改め、同条第三項中「第二十四項ただし書」を「第二十五項ただし書」に改め、同条第五項中「までの期間」を「（第四十二条第二十八項第一号の規定により読み替えて適用する同条第六項ただし書に規定する災害等延長期間又は同条第二十八項第二号に規定する政令で定める期間（以下この条において「災害等延長期間等」という。）を除く。）」に、「までの期間（被災物納申請者）を「（被災物納申請者）」に改め、同条第六項中「までの期間」を「（災害等延長期間等を除く。）」に、「までの期間（被災物納申請者）を「（被災物納申請者）」に改める。

第五章 登録免許税法等の特例

第四十条の四の次に次の一条を加える。

(信託会社等が地方公共団体との信託契約に基づき建築する特定施設に係る土地等の所有権の信託登記の免税)

第四十条の五 信託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第三条に規定する信託会社等をいう。以下この条において同じ。）が、平成二十四年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、特定地方公共団体（東日本大震災により相当な損害を受けた地域の地方公共団体として財務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）との信託契約（次に掲げる事項を内容とするものに限る。）に基づき建築物（公共施設その他の公益的施設と一体となつた施設として政令で定めるものであつて、当該信託契約においてその用途別の床面積及びその整備に要する費用の額その他の財務省令で定める事項が定められているものに限る。以下この条において「特定施設」という。）の建築をする場合には、当該特定施設及び当該特定施設の敷地の用に供される土地の所有権の信託の登記については、財務省令で定めるところにより当該期間内に受けるものに限り、登録免許税を課さない。ただし、当該登記に係る登録免許税の額のうち、当該特定施設中に公用又は公共の用に供される部分以外の部分がある場合における当該部分に対応する登録免許税の額として政令で定めるところ

により計算した金額については、この限りでない。

- 一 当該特定地方公共団体を委託者とし、当該信託会社等を受託者とすること。
 - 二 当該信託契約の締結後速やかに、当該特定地方公共団体の所有する土地の所有権が当該信託会社等に移転し、当該土地の所有権の信託の登記を行うこと。
 - 三 当該特定地方公共団体が所有する土地が、当該信託契約に基づく信託財産となること。
 - 四 前号の土地の上に当該特定施設の建築をすることを信託の目的の全部又は一部とすること。
 - 五 当該土地について所有権の信託がなされた後速やかに当該特定施設の建築に係る工事に着手すること。
 - 六 前号の特定施設の建築に係る工事の完了後速やかに、当該特定施設の当該特定地方公共団体への引渡し又は所有権の信託の登記を行うこと。
- 第五章中第四十一条の三の次に次の二条を加える。

(株式会社商工組合中央金庫が受けた抵当権の設定登記等の税率の特例に係る適用期間の延長の特例)

第四十一条の四 所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第百三十二条第六項前

段の業務が東日本大震災の被災者を対象として行われるものとして政令で定めるものである場合における同項及び同条第七項の規定の適用については、同条第六項中「同法の施行の日から七年を経過する日」とあるのは「平成三十年九月三十日」と、同条第七項中「平成二十五年三月三十一日」とあるのは「平成二十八年三月三十一日」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第九十条の十三」を「第九十条の十五」に改める部分に限る。）、同法第九十条の十一第一項の改正規定、同法第九十条の十一の二第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第九十条の十二の改正規定及び同法第六章第三節の四中第九十条の十三を第九十条の十五とし、同法第九十条の十二の次に二条を加える改正規定 平成二十四年五月一日
- 二 次に掲げる規定 平成二十四年七月一日

イ 第一条中租税特別措置法第四十一条の六の改正規定、同法第五十七条の七（見出しを含む。）の改正規定、同条を同法第五十七条の七の二とし、同法第五十七条の六の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の五十七（見出しを含む。）の改正規定、同条を同法第六十八条の五十七の二とし、同法第六十八条の五十六の次に一条を加える改正規定及び同法第八十二条の改正規定並びに附則第五条第三項、第十六条、第十九条第三項、第二十五条第一項、第三十条第三項及び第三十六条第一項の規定

定

ロ 第二条中所得税法第二百十六条の改正規定及び附則第五十五条の規定

三 第一条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第三節の二 石油石炭税法の特例（第九十条の四一第二節の二 石油石炭税法の特例

九十一条の七）」を 第一款 地球温暖化対策のための課税の特例（第九十条の三の二一第九十条の三

第二款 その他の特例（第九十条の四一第九十条の七）

の四）に改める部分に限る。）、同法第六章第三節の二中第九十条の四の前に一款及び款名を加える

」

改正規定、同法第九十条の五第一項の改正規定（「平成二十四年三月三十一日までに」を削る部分及び「製造した場合には」の下に「当分の間」を加える部分を除く。）、同法第九十条の六第一項の改正規定（「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに同法第九十条の七の改正規定（同条第三項第三号中「沖縄発電用特定石炭」を「沖縄発電用特定石炭等」に改める部分を除く。）並びに附則第四十三条から第四十五条まで、第四十七条及び第四十八条の規定 平成二十四年十月一日

四 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日

イ 第一条中租税特別措置法第二十九条の三第六項の改正規定、同法第九十条の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の四の三第三項の改正規定（「沖縄発電用特定石炭」を「沖縄発電用特定石炭等」に改める部分を除く。）、同法第九十条の五の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）及び同法第九十条の六の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに附則第
四十九条の規定

口 第二条の規定（所得税法第二百十六条の改正規定を除く。）並びに附則第五十一条から第五十四条まで及び第五十六条の規定

ハ 第五条中国税通則法第七十四条の二第一項第一号口の改正規定

五 第一条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第七節の三 国外支配株主等に係る負債の利子等の課

「第七節の三 関連者等に係る利子等の課税の特例

税の特例（第六十六条の五）」を 第一款 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六

第二款 関連者等に係る純支払利子等の課税の特例（第六十六条

十六条の五）

の五の二・第六十六条の五の三）

に、「第二十三節 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等

の課税の特例（第六十八条の八十九）」を 第一款 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等

の課税の特例（第六十八条の八十九）」を 第二款 連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税

例

の課税の特例（第六十八条の八十九）

に改める部分に限る。）、同法第四十

の特例（第六十八条の八十九の二・第六十八条の八十九の三）」

二条の二第二項第一号の改正規定、同法第三章第七節の三の節名の改正規定、同法第六十六条の五（見出しを含む。）の改正規定、同節中第六十六条の五の前に款名を付する改正規定、同節に一款を加える改正規定、同章第二十三節の節名の改正規定、同法第六十八条の八十九（見出しを含む。）の改正規定、同節中第六十八条の八十九の前に款名を付する改正規定及び同節に一款を加える改正規定並びに附則第二十八条、第二十九条、第三十九条及び第四十条の規定 平成二十五年四月一日

六 次に掲げる規定 平成二十五年七月一日

イ 第五条の規定（国税通則法第七十四条の二第一項第一号口の改正規定を除く。）

ロ 第六条の規定

ハ 第七条の規定及び附則第七十二条から第七十八条までの規定

七 第八条の規定（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律

第九条の次に一条を加える改正規定を除く。）並びに附則第五十九条、第六十条及び第六十七条规定（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百十七号）第三十三条第一項の表の改正規定に限る。）の規定 平成二十六年一月一日

八 附則第七十一条の規定 平成二十六年十月一日までの間において政令で定める日

九 第八条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第九条の次に一条を加える改正規定 平成二十七年一月一日

十 第一条中租税特別措置法第十条の二の二第一項の改正規定、同法第四十二条の五第一項の改正規定及び同法第六十八条の十第一項の改正規定並びに附則第五条第一項及び第二項、第十九条第一項及び第二项並びに第三十条第一項及び第二項の規定 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十一 第一条中租税特別措置法第三十七条の十三第一項に一号を加える改正規定 地域再生法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日

十二 次に掲げる規定 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日

イ 第一条中租税特別措置法第四十一条の改正規定、同法第四十一条の二の改正規定、同法第四十一条の三の二第十二項の改正規定、同法第七十三条の改正規定及び同法第七十四条の次に一条を加える改正規定

正規定

口 第九条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の改正規定及び同法第十三条の二の改正規定

十三 第一条中租税特別措置法第五十七条の九の改正規定、同法第六十八条の三の四第一項の改正規定及び同法第六十八条の五十八の二を削る改正規定並びに附則第二十五条第二項及び第三項並びに第三十六条第二項及び第三項の規定　日本郵政株式会社法（平成二十四年法律第　　号）の施行の日

十四 第九条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二の改正規定（同条第一項の表の第一号の第一欄中「（平成二十三年法律第二百二十二号）」を削る部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の四第一項の改正規定（「第十条の四第四項」を「第十条の三第四項」に改める部分を除く。）、同法第十条の五第一項の改正規定、同法第十一条の三の改正規定、同法第十七条の二第一

項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十七条の三の改正規定（同条第一項中「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を削る部分及び同条第五項中「及び第四十二条の九から第四十二条の十一まで」を「第四十二条の九及び第四十二条の十一」に、「第四十二条の九第一項及び第四十二条の十第二項」を「及び第四十二条の九第一項」に改める部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十七条の四第一項の改正規定、同法第十七条の五第一項の改正規定、同法第十八条の三の改正規定、同法第十八条の四第一項の改正規定、同法第十八条の五第一項の改正規定、同法第十八条の六第一項の改正規定、同法第十八条の七第一項の改正規定、同法第二十五条の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「次項」の下に「並びに次条第二項及び第三項」を加える部分に限る。）、同条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の三の改正規定（同条第一項中「第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項」を削る部分及び同条第五項中「及び第六十八条の十三から第六十八条の十五まで」を「第六十八条の十三及び第六十八条の十五」に、「第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十四第二項」を「及び第六十八条の十三第一項」に改める部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五

条の四第一項の改正規定、同法第二十五条の五の改正規定、同法第二十六条の三の改正規定、同法第二十六条の五第一項の改正規定、同法第二十六条の六第一項の改正規定及び同法第二十六条の七第一項の改正規定並びに附則第六十一条、第六十三条、第六十五条及び第六十七条（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第五十二条第二項第四号の改正規定（「並びに第二十五条の三第一項」を「第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の三第一項並びに第二十五条の三の二第一項」に改める部分に限る。）に限る。）の規定 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（振替国債等の利子の課税の特例等に関する経過措置）

第三条 新租税特別措置法第五条の二第二十五項（新租税特別措置法第五条の三第五項において準用する場

合を含む。）の規定は、非居住者又は外国法人が新租税特別措置法第五条の二第二十五項に規定する信託の信託財産に属する同条第一項に規定する振替国債若しくは同項に規定する振替地方債又は新租税特別措置法第五条の三第一項に規定する特定振替社債等につき支払を受ける利子又は同項に規定する利子等で、その計算期間の初日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後であるものについて適用する。

（民間国外債等の利子の課税の特例に関する経過措置）

第四条 新租税特別措置法第六条第十項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に発行される同条第四項に規定する民間国外債につき支払を受ける利子について適用し、施行日前に発行された第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第六条第四項に規定する民間国外債につき支払を受ける利子については、なお従前の例による。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五条 新租税特別措置法第十条の二の二（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一